

2026 年度（令和 8 年度）福山市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
（相互交流支援事業）委託仕様書（案）

第 1 業務名

福山市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相互交流支援事業）に関する
業務委託（以下「本業務」という。）

第 2 委託期間

委託契約締結日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日までとする。

第 3 業務の目的

本業務は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 19 条の 22 の規定に基づき、
長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病児童等(同法第 6 条の 2 に規定す
る小児慢性特定疾病児童等をいう。以下「小慢児童等」という。)に対し、相互又は
スタッフ（ボランティアを含む。以下同じ。）と交流する機会を提供することにより、
コミュニケーション能力の向上、情報交換及び社会性の涵養を図り、もって小慢児
童等の健全育成及び自立促進を図ることを目的とする。

第 4 業務の内容

第 3 の目的を達成するため、受託者は、市と連携を図り小慢児童等及びその家族
が相互に交流できるイベントの企画・運営業務を行う。

（1）実施回数・時期

契約期間中に 1 回の実施とし、2027 年（令和 9 年）1～3 月頃、2 時間程度の実
施とする。

スケジュール（予定）

10 月～12 月 頃	計画書の提出 市との連絡調整会議の実施（WEB 等） ※事業周知用チラシ（案）の作成は、10 月頃とする。
1～3 月頃	相互交流イベントの開催（参加者へのアンケート調査含む）
2～3 月頃	市との連絡調整会議の実施（WEB 等、業務実施後 10 日以内） 実施報告書締切（業務実施後 30 日以内）

（2）実施場所

福山市内の公共施設で支援を実施すること。

（3）対象者

福山市在住の小慢児童等及びその家族とする。

なお、実施規模は 20～30 人程度を想定し、定員の設定等については協議する
こと。

(4) スタッフの配置

スタッフ数については、小慢児童等 4～5 人に対し 1 人以上とし、本業務を実施する上で必要に応じて配置を行うこと。

(5) 実施内容

小慢児童等とその家族が、ワークショップやレクリエーション活動等を通じて交流できる場を開催する。

(6) 対象者への周知、参加申込受付

本業務の周知のための資材を作成すること。

対象者への周知方法については、市と協議のうえ決定することとする。

参加申込を受付け、参加者の把握を行うこと。

(7) 参加者への対応

- ・参加者全員が相互又はスタッフと交流できる場を提供し、コミュニケーション、情報交換等を通じて、孤独感・不安の解消及び自立心の確立を支援すること。
- ・参加者から療養生活や日常生活等に関する相談を受けた場合、支援員等が傾聴するとともに、助言を行うこと。
- ・参加者名簿を作成すること。また参加者へアンケートを実施し、参加者の属性や満足度等を把握すること。

(8) 支援にあたっての留意事項

- ・職員は、小慢児童等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく本業務を通じて知り得た個人の情報を漏らしてはならない。
- ・小慢児童等から相談を受けた場合は、必要に応じて市等の関係機関に引き継ぐこととし、引継ぎにあたっては、事前に保護者の同意を得ること。

(9) 計画書の作成

受託者は、本業務の実施に先立ち、実施内容、実施体制、スケジュール等を記載した計画書を作成し、発注者に提出すること。計画書の内容については、発注者と協議の上、決定するものとする。

(10) 報告書の作成

業務実施後は、実施報告書を作成し、参加者名簿及びアンケート結果と共に業務実施後 30 日以内に提出すること。

(11) 連絡調整会議の開催

原則として、実施前後に市担当者と連絡調整会議を開催すること。

第 5 業務実施体制

本業務を実施するにあたり、常勤職員を管理責任者として定めておくこと。

- (1) 小慢児童等の状況、希望等を踏まえ、かつ、関係機関と連携した業務実施のため、以下の①②の条件を満たす本業務専任の支援員(ボランティアを除く。)

を1人以上配置すること。なお、支援員は、原則として以下の③の条件を満たすこと。

①小慢児童等の支援に携わった経験がある者

②こどもを対象としたワークショップやレクリエーション活動等の企画、運営の経験がある者

③国立研究開発法人国立成育医療研究センターが実施する小児慢性特定疾病児童等自立支援員研修の修了者

(2) 受託者は、本業務を実施するにあたり、幅広く、きめ細かな支援を実施するため、必要なスタッフを確保すること。なお、スタッフは、将来、小慢児童等への支援に携わる職を志望する学生又は小慢児童等への支援に熱意及び理解のある者とする。

(3) 受託者は、小慢児童等の健康状態の確認及び体調不良等の緊急時における対応のため、配置するスタッフに、看護師免許を有する者を1名以上含むものとする。

(4) 受託者は、スタッフを配置するにあたっては、本業務の目的、受託者の果たす役割、感染症対策及び個人情報の取扱いについて事前に説明を行うこととし、その資質、態度、体調等が適当でないと判断した場合は、すみやかに対処すること。

(5) 受託者は、スタッフの質の向上に努めること。

(6) 市職員は、当日の運営状況を把握するため、相互交流イベントに同席する。

第6 緊急体制の確保

- ・受託者は、事故及び災害等の緊急事態発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、具体的な計画を定めること。
- ・業務実施中における小慢児童等の事故等に備え、補償保険に加入すること。

第7 留意事項

- (1) 本業務に係る収入および支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入および支出等についての証拠書類を整備保管しておくこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、旅行業法及び道路運送法ほか、他の法令に抵触しないこと。
- (3) 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は発注者との協議により解決すること。